

食品安全委員会

リスクコミュニケーション専門調査会

第8回会合議事録

1．日時 平成16年4月12日(月) 14:58～17:03

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

- (1) 我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題(案)について
- (2) その他

4．出席者

(専門委員)

関澤座長、石崎専門委員、犬伏専門委員、小川専門委員、金子専門委員、
唐木専門委員、神田専門委員、近藤専門委員、高橋専門委員、千葉専門委員、
西片専門委員、平社専門委員 三牧専門委員

(専門参考人)

川田専門参考人

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、中村委員

(厚生労働省)

広瀬企画情報課課長補佐

(農林水産省)

姫田消費者情報官

(事務局)

梅津事務局長、西郷リスクコミュニケーション官

5 . 配布資料

- ： 食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会平成 15 年度とりまとめ骨子
（第 6 次案）
- ： 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況

6 . 議事内容

関澤座長 それでは、第 8 回「リスクコミュニケーション専門調査会」でございますが、本日は何人が、食品安全委員会の寺田委員長、また神田専門委員は他の会議で少し遅れてこられるということですので、定刻少し前ですが開始させていただきたいと思います。今日は吉川専門委員、見城専門委員、新蔵専門委員が専門委員の方では御欠席です。ほかの方は皆さん、御出席いただいております。

早速、議事の方に移らせていただきたいと思います。まず、資料の御確認を事務局の方でお願いいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。

今日は議事次第、配席表のほかに「平成 15 年度とりまとめ素案」というものが一つ、それからその「参考一覧」というのが表紙になっております参考のものと、それと「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況（平成 16 年 3 月 31 日現在）」というものでございます。

資料の番号は振ってございませんが、それだけでございますので御確認ください。

関澤座長 それでは、お手元の資料はよろしいでしょうか。

早速、まず第 1 番目の議題であります「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題（案）について」、御議論をいただきたいと思います。

既に皆様からメール等を通じていろいろ御意見をちょうだいしておりまして、大変ありがとうございます。事務局の方で御苦勞をいただいて、現在の案にほぼ固まりつつあるというところだと思います。

それでもう一回、あと 4 月 27 日ですか、第 9 回。第 9 回は前年度になるのでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 いえ、年度は変わっておりますけれども、回数だけはずっと。

関澤座長 わかりました。

専門調査会がございましたけれども、ほぼ今日の時点で何とかまとめに持っていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方で現在の案を御紹介いただきたいと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 かしこまりました。

この「平成 15 年度とりまとめ素案」というものと、それから「平成 15 年度とりまとめ（案）参考一覧」と書いてあるものが表紙にございますこれを二つ並べて御覧いただきたいと思います。

前回から変わった点を中心に御説明申し上げます。

とりまとめ素案につきましては、「項目の構成」のところでございますけれども、その前に大分御意見をたくさん賜りましてありがとうございます。一応、取り入れるところでございますけれども、何かあればということで考えております。

まず「項目の構成」の「はじめに」、ずっと書いておりますけれども、「2. 現状」の（2）の一番最後のポツで「消費者の取組み」というのがございます。これは、前は。

関澤座長 何ページになりますか。

西郷リスクコミュニケーション官 最初のページでございますが、これまではその後に、「消費者及び消費者が求めているリスクコミュニケーション」という題だったんですけれども、前回の会合で後段の方はなしということになりましたので、消してございます。あとは、構成は変わってございません。

本日の資料でございますけれども、参考資料としてお付けする予定の他分野におけるリスクコミュニケーションとか、諸外国のリスクコミュニケーション、FAQ、用語集につきましては前回お示したものと変わってございませんので、今回は省略してございます。

それでは、素案に入らせていただきます。

素案につきましては、「はじめに」というところが、だんだん長くなってしまったのでございますけれども、いろいろな御意見をいただきまして、3 ページ目から 5 ページの途中までのところでございます。

主な変更点でございますけれども、ずっと来て最初の第 2 パラグラフのところでございますけれども、ここには要するに、科学的に予測がかなり確実にできているものと、やはりそうでないものがあるというところで、不確実なところをなるべく予防的なアプローチを使って管理をされるように、今、なっているんだというふうなことを書いてあるということでございます。

次に 4 ページでございますが、4 ページにつきましては「これまでの経緯」といったところが、特に第 2 パラグラフ、BSE 問題についてという調査検討のところについてはもう少しきちんと記述せよという御意見がございましたので、かなり長くなってきてござい

ます。

次に「今後の方向」というところでございますけれども、これは今まで実は記述がなかったでございますけれども、このように後ろの4ポツの本文になったところが大体基になってございますけれども、今後は国がなすべき方向を探ることを目指すといったことと、それから5ページ目の上に例示としてこのようなことも含めてやりますというようなことが書いてございます。ただし、順に御説明すると4ポツとかはまだ一致していないところがございますので、後ほど議論をしていただければと思います。

次に、5ページの「1. 基本的な考え方」でございますが、ここも若干の加筆がございます。特に、この5ページの「食の安全におけるリスク分析について」の二つ目のパラグラフでございますが、これについては少し長く解説が加わっております。

それと、6ページに参りまして、ここにはリスクコミュニケーションの位置づけということで関澤座長の御講演が入っていたんですけれども、これはこちらの参考一覧の方を見ていただきますと、参考2の2ページ以降につきまして、こちらに移してございます。ここには図が必要だという御意見があったので、簡単でございますけれどもリスク分析の図をこういうふうに加えさせていただいているところでございます。

次に8ページに参りまして、記述がございますけれども、いろんな法律の抜き書きがあったのでございますけれども、これもすべて食品安全基本法の抜粋ということで「参考一覧」の7ページ以降に全部まとめて移してございます。

8ページの最後の方でございますけれども、次に、各府省におけるリスクコミュニケーションの実施状況、この参考6につきまして「参考一覧」の8ページに書いてあるもの以降なんですけれども、これはまず最初に、関係府省3府省全体での取組みを全部抜き書きして、その後に各府省のものを、今まで3府省ばらばらだったというようなことをおっしゃるので、一応まとめて参考で書き直したということでございます。

次に9ページに参りまして、ここは実施状況につきましてですけれども、「地方公共団体における実施状況」につきまして参考7でございますけれども、これは各都道府県の取組状況というのが「参考一覧」の12ページに表として付けてございますけれども、これは今、各県にフィードバックして聞いているところでございますが、まだ、なかなかまとめ切れていないというところでございますので、27日までにはこのような項目でもって完全になるようにいたしたいと思っております。今日のところは、まだ調査中ということでお願いしたいと思っております。

この「地方公共団体における実施状況」につきましては、東京都の取組みが入っていた

のでございますけれども、それはまた参考8ということで「参考一覧」の15ページ以降にまとめてございますが、それ以外につきましては、要約という形で載っております。次、10ページ、「食品関連事業者の取組み」につきましても、近藤専門委員が言っていたサントリーでの取組みにつきましては参考9として「参考一覧」の17ページ以降に付させていただきます、そこら辺については10ページの「食品関連事業者の取組み」の3パラグラフの「ある飲料メーカーでは」という以下に、要約の形でこちらで勝手にさせていただいたところでございます。

11ページに参りまして「(1)リスクコミュニケーション実施の考え方」につきましても、前回かなりいろんな意見があったところでございましたんだけれども、座長あるいは座長代理にいろいろうまくまとめていただいたということで、実施の考え方ということにつきましては、どの程度リスクが許容できるのかとかそういったことだとか、要するに、容易ではないというふうなことににつきまして書いてあるわけでございます。

次に、12ページに参りまして「地方公共団体」のところにつきましては、小川専門委員にいろいろ要約をしていただいた形になってございます。

「食品関連事業者」につきましては、13ページでございますけれども、多少の文言の変更のほかは13ページの最初の「また」以降の2パラグラフにつきまして、川田専門参考人の方からいただいた御意見を使っております。要は、消費者が実際にシグナルを送っているわけではないんですけれども、シグナルを早く受けて、例えば、いろいろ問題になりそうなどところについては売り場から取ってしまうとか、そういったようなものもまた誤ったシグナルを出していくのではないかというふうなところとか、あるいはパッケージの、要するに、食品関連事業者間での連携といったこともいろいろこれからあり得るのではないかといった御意見について出したところでございます。

「消費者」のところにつきましても、いろいろ議論があったところでございますが、座長、座長代理、その他からのいろいろな御意見により、この3パラグラフにまとめさせていただいているところでございます。特に、消費者とはだれなのかというふうな御議論が結構あったのでございますけれども、結論としては犬伏専門委員からの御意見を基に掲げるところでございます。

ちょっとミスプリが出まして、この「消費者とはだれなのか」ということのパラグラフの3行目に、「常に義務教育修了の時点にを」と書いてあるんですけれども、これは「を」の間違いで、「に」が余計でございまして、「に」だけ消しておいていただければと思います。

次に、同じく 13 ページ「メディア」ということで、ここも前回かなり議論になったところでございますが、例えば、このメディアそのものが何となく冗長的だったというような御指摘もあって、さらっと付してございます。絶大な影響とか、そういったことは消しております。それから、「専門家」というのは若干おかしいということなので、「専門的知識や理解をもった執筆者を増やす」といったような形に変えているところです。

あとはずっとあまり変わっていないのでございますが、最後の 16 ページ、4 ポツでございますが、この前の玉石混交とかいろいろ議論になったところもあったんですけども、そこを若干直しましてこういうふうにしてございます。

ただ、議論が始まったところなのでまだよくわからないという形になっているのでございますが、ここに書いてある(1)から(4)というのは、前はあまりにも非常に役人的な表現であるというふうなことがございましたし、また逆に言うと、まだこの場所で議論が進んでいないということでございますので、これから御議論をいただければというふうに考えているところでございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

関澤座長 ありがとうございます。

皆様、お忙しい中非常に貴重な具体的な御意見をいただいてありがとうございました。事務局の方も、おまとめ御苦労様でした。

それでは、冒頭申しましたように、今日ほとんどこれをまとめるということに時間を傾注していきたいと思っておりますので、よろしく御協力ください。

あと、私の方の感想ですけれども、今後の方向というところが必ずしもまだ十分詰め切れていないと思っておりますので、今日はできましたらその点についても御意見をいただければと思います。それを踏まえて次回、具体的な今年度の課題に取り組んでいきたいと思っております。

それでは、まず最初の構成のところは大体こういうスタイルで、もうよろしいでしょうね。そこについては議論なしというふうにさせていただきます。

3、4 ページの「はじめに」というところですが、皆様からの御意見をいただきまして、最初はイントロ的なことを中心にまとめていたのですが、今後の方向も非常に大事だという御指摘がありまして、それを付け加えさせていただきました。

そのほかに、唐木専門委員、ほかの方からもいろいろ「これまでの経緯」のところについても御意見をいただいておりますので御議論をいただきたいと思っておりますが、私からの御提案としては別途、「はじめに」というのではなくて要約も欲しいという御意見があった

と思います。それで、「はじめに」というよりも、これは少し長く取っていますが、全体の要約、概要という形でタイトルを付け替えさせていただいたらどうかと思っております。そういった目で御覧いただければと思います。

それでは、今「はじめに」となっている、要約と今、付け替えさせていただきたいと思いますが、これについて御議論をいただきたいと思います。

唐木専門委員 一つだけ、3ページの中ごろ辺りのところに、メールでも御意見を差し上げたんですが、「動物試験結果から毒性試験結果を人に適用する上では、まだ十分わかっていない事柄もあり」ということがあって、そういうこともあるかもしれませんが、具体的に私たちがリスク評価をしていて一番困るのは、まだ評価をしていないものです。もう評価が終わっているものについては無作用量に100倍の安全率をかけるということで既に方向も決まっておりますし、このところでもし例示を出すとすれば、動物と人の種差よりはむしろ多くの物質の中には毒性試験がまだ行われていないものもあり、だから、必ずしも正確にリスクを予測できないというようなふうにした方が現実にも即するし、わかりやすいのではないかと、そんな感じがしますので提案させていただきたいと思います。

関澤座長 今、御紹介いただいたのは3ページの真ん中ら辺のところですね。

それで、私がこういった言葉を入れさせていただいたのは、その背景には今まで科学に対する絶対的な、逆に言えば信頼があったと思うんです。

ところが、科学というのは実は日夜進歩を遂げつつあるというもので、まだまだわからないこともあって、その中で現在入手可能な知識に基づいてリスク評価というのをやっているんだということを、逆に再確認していただいた方がいいのではないかと。すなわち変わり得るものであるということと、それから、最善の努力は行っているけれども100%のものではないということで、それがひいては白か黒かでなくて、白とも言い切れないし、黒とも言い切れないけれども、現在のところ、こういった判断に基づいて安全というのをやっているということさえ、皆様に伝えればいいなという考えでおりますが、いかがでしょうか。

唐木専門委員 座長のおっしゃるとおりのことを書いた方がいいと思います。

関澤座長 今、唐木専門委員から御指摘いただきましたので、そのように書き直させていただくということではいかがでしょうか。

「動物試験結果から毒性試験結果を人に適用する上では、まだ十分わかっていない事柄もあり、必ずしも正確にリスクを予測できるとは限りません」というところを少し、今、私は口で申し上げましたが、科学が必ずしも100%のことをいつもできているわけではな

いということの中で最善の努力をしているということを書かせていただこうかと思えます。

ほかに、ございますでしょうか。特に、要約となりましたが、「今後の方向」のところについては、5ページの頭ですが、実はこれは6ページの下段から7ページにかけてのところをそのまま持ってきて、しかも一つ付け忘れていたという状況であります。本当はもう少しよく考えておきたいと思ったんですが、とりあえずそういう形で持ってきております。

唐木専門委員 「今後の方向」の第1行目ですが、「これまで食品安全委員会は意見交換会を開き、食品安全の新しいあり方について積極的に訴える」というふうに書いてありますが、この「新しいあり方」の内容をもうちょっと具体的に書いた方がわかりやすいのではないかというふうに思います。例えば、リスク分析というようなこと、あるいはもう少しその内容を少し説明したような言葉を入れた方がいいのかもしれないと思います。

関澤座長 わかりました。ほかに御指摘は。

既に皆様も何度かメールで送られて御覧はいただいていると思いますが、あとは、今はおいででないですが、神田さんほかから、できるだけ具体的な例を挙げて書いた方が、読む人にとっては理解しやすいのではないかという御指摘をいただいています。そのように今、要約だけではなくてほかのところも考えてはみたのですが、もしこういったことを入れればより理解が進むということがございましたら、お願いします。

唐木専門委員 そのことではないんですが、一つ用語の問題で、今の「今後の方向」の2行目から3行目に「生産、流通、消費、行政、専門家などの関係者」ということで、これはステークホルダーを表したんだろうと思いますが、その後は「関係者」になっているんです。

ステークホルダーをどう訳すのかというのは頭の痛い問題で、「関係者」と言うと何か非常に漠然とした意味になってしまいます。ですから、もうちょっと何かいい言葉はないでしょうか。利害関係者の方がまだいいかなというような気もしますが、後を読んでいると、例えば5ページの最初の頭の4行目ぐらいに「関係者との話し合い」というふうなところには、やはり利害関係者かなと、そんな気がします。

関澤座長 ステークホルダーという英語については利害関係者という訳が使われていますが、例えば専門家というような人は時々利害から独立して行うという立場にあったりします。ですから、「利害関係者」はかえって含めない方がいいということもありまして、ちょっと難しい、苦しいところです。

西郷リスクコミュニケーション官 これはやはり法律でも苦労しているようでございま

して、食品安全基本法では「食品の安全性の確保に関する関係者」という言い方をしております。

唐木専門委員 長いですね。

関澤座長 例えば、食品の安全に関心を持つ関係者、人、方とか。

唐木専門委員 というのも、いちいち全部それを入れるのもなかなか大変ですね。

関澤座長 食品の安全に関心を持つ関係者として、以降関係者と訳すとしておきましようか。

唐木専門委員 座長に後で考えていただくということで。

関澤座長 そのほかにございますか。もしなければ、要約のところはとりあえずこれで一区切りさせていただいて。

よろしいですか。ごめんなさい。

小川専門委員 ちょっと教えてほしいんですけども、この3ページの「科学的な予測に不確実な点があっても、予防的なアプローチを使ってリスク管理を行うようにしています」というフレーズと、もう一つ、1段上のパラフレーズで「関係者からの意見を聞いてリスクをなるべく小さくするための対策を実施するリスク管理を行おうとするわけです」という、この二つの言い方があるんですけども、この「予防的なアプローチを使ってリスク管理を行う」と言うとき一般の人が聞いたときに、毒性評価とかまだ全然定まっていなないものに対する予防的なアプローチを行うと言うと、やはりやめてしまおうとか、そういうようなことがアプローチなのかという誤解を生じるようなことはないかなと思っていて、なぜかと申しますと、非常に先鋭的な人たちは予防的な原則ということを全面的に取り上げて、要するに、リスク管理の方法について言ってくるわけですので、そのところがうまくなかなか答えにくかったものですから、ちょっと気づいた点で申し訳ないんですけども。

関澤座長 予防原則について、日本の中では少し偏った使い方と言うと語弊があるかもしれませんが、されていると思います。

それで、わからないものについては予防的に全部だめとするのが予防原則だという考え方なんですけど、実はわからないところはできるだけ科学的に解明を進めながら、とりあえず対策をできる限り打っていくというのが欧州委員会などで使われている予防原則の定義なんですけれども、そのところを書いておけばよろしいでしょうか。

高橋専門委員 この「はじめに」の、今、要約ということなんですけれども、「リスクアナリシス」の3要素としての「評価」「管理」、そして「コミュニケーション」、をもう

ちょっとわかりやすい形で初めに出てこないものか、というのが感想です。

早々に「リスクコミュニケーションとは」があり、「リスク評価」という言葉が出てきて、「リスク管理」という言葉も出てきていて、これを「リスク分析と呼んでいます」というよりは、もうちょっと「リスクアナリシス」が、新しい、さっき唐木専門委員がおっしゃったような感じの新しい考え方といえますか、そういうことで、初めに出てきてくれた方がわかりやすいのではないかなという気がしているんですが、全体の構成に関わってしまって申し訳ないんですけども。

関澤座長 いかがでしょうか。リスクアナリシスの説明というのが、現在は参考の後ろの方に行ってしまうているわけですね。

リスクアナリシスの考え方が食品安全委員会の基本に据えられているということは、皆さん御承知だと思いますが、それは実は何なのかということについて必ずしも国民に広く理解されているとは言えないと思います。それをまた一、二行で説明しようとするとなかなか大変なんですけれども、例えばリスクアナリシスという考え方が基本に据えられることになったという事実と、それからそのリスクアナリシスというのはリスクコミュニケーション、リスク評価、リスク管理という3要素から構成されていますということを書いて、あとは参考を御覧くださいというのでいいですか。

金子専門委員 今の点、大変大事な点だと思うんですけども、関澤座長の参考資料2を見ますと、リスク評価、リスク管理という言葉ではなくてアセスメント、マネジメントとなっていますので、わかりにくいかなと思いますので、その辺、ちょっと用語を統一された方が。

関澤座長 私は、外で講演などをする時には、実はリスク分析という言葉を使わずにリスクアナリシスという言葉で常々用いています。というのは、分析と言うと皆さんは化学分析をたいていイメージされるからなんですけど、食品安全委員会ではこれまでの公的な文書の中でリスク分析という言葉を使ってきておりますので、この文書の中ではそれに従ってリスク分析、リスク評価、リスク管理というふうに合わせていきます。

石崎専門委員 今の話なんですけれども、この前も言ったんですけども、そのリスクアナリシスとかそういうことが一般の消費者にはあまり理解されていないと思うんです。

それが、食品安全委員会のパンフレットにあるリスクアナリシスの図があるんです。私、あれがすごくわかりやすくて。

関澤座長 マルが三つ重なっている図ですね。

石崎専門委員 あれを一番最初に持ってくるのがとてもわかりやすいと思うんですけれ

ども、いかがでしょうか。

関澤座長 石崎専門委員の御意見は、この最初の要約のところにほしいというものです。要約というのに、別に図があってもおかしくはないということでしたら、それを。

石崎専門委員 文章でずらずらと書かれるより、ぱっと図で見た方がわかりやすい。

関澤座長 わかりました。それでは、この参考2にある絵は私がかいたもので、マルが重なっている方が皆さんがわかりやすいと言うのでしたら、それに変えましょう。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、参考2のこの図は消して、要約のところにこの丸いものを入れるということによろしゅうございますか。わかりました。

近藤専門委員 そうなったら好き嫌いの世界なのかもしれないんですけども、食品安全委員会があって、それぞれの専門調査会があって、それぞれにいろんなまとめが出るわけです。そこでダブって書いたり微妙にずれているよりは、このリスクコミュニケーションのことに集約して書いた方がいいと思うんです。

それで、必要なものはそれぞれホームページであれば指一つでその専門のところのデータを見られるわけですから、中途半端にこのリスクコミュニケーションのところで、そもそもリスクコミュニケーション以外のことについてあまり解説しない方がいいのかなと、私は逆に思うんです。例えば膨大な資料でこれしか読まないわけではなくて、これを読む人は絶対に全部を読むわけです。この報告書しか読まない人というのはあり得ないわけですから。

ですから、そのほかのリスク分析とはとかというところについては、それぞれのところを見ていただいた方がいいのかなと思います。そもそも、これはこういう関係にあってという三つの、だから、絵が入っているのは結構ですけども、こちらではなくて資料の方がよろしいと思いますけれども、本当にこうなってくるとレイアウトの好き嫌いの問題です。

関澤座長 それについて私の意見を述べさせていただきますと、まだリスク評価とリスク管理というのは従来、日本でもやってきたところがかかなりあると思うんですが、リスクコミュニケーションが一番新しくてわかりにくいと。それがどういう関係にあるのかという話になると思うのですが、一方、リスク評価というものやリスク管理というものについても、はて何だという方も結構おられるのではないかというのが、それは生産者の方が、行政の方でもそうだと思うんです。

非常に短いフレーズですけども、若干、ここで書いておくのは必ずしも重複ではないのではないかというのはいかがでしょう。

三牧専門委員 私も、全体像をここに出すのであればいいのではないかと思います。要は食品安全委員会で決めた1枚の図がありさえすれば、それは全部が同じように見られますから入れておくことというか、その図を決めて、統一して同じ図を入れるということになれば問題はないと思っています。

関澤座長 三牧専門委員の御意見は殊更、説明を加える必要はないという。

近藤専門委員 いいえ、こちらにマルマルを。

三牧専門委員 入れることについて、入れた方がいいです。

関澤座長 それでは、今、「はじめに」となっているところを要約と付け替えたところで御議論をいただいたのですが、簡単にまとめますと、リスクアナリシスを構成する三要因について図を入れて、マルを三つ重ねた絵を入れてわかりやすくしてほしいと。

2番目には、3ページの真ん中ですが、「動物試験結果から」というところを少し書きかえるということ。

それから、予防的なアプローチについてもう少しきちんとした説明をすると。

4ページの方では、「今後の方向」というところですが、食品安全の新しい在り方についてリスクアナリシスに、分析に基づいたなどを少し具体的にしてほしいと。

その次のところの行で、「今後は、生産、流通、消費、行政、専門家などの関係者から」というのは、関係者というのについて、例えば食品安全に関心を持つ関係者として、以下、関係者というというような形でいかがでしょうかということでした。

「今後の方向」のところ、5個の矢印で、実はこれは6、7ページのところから持ってきているんですが1個抜けていまして、入れさせていただいたのは私なのですが、7番目を抜かしていますので入れる形に持っていきたいと思います。ただ、要約ですから少しかいつまんだ言葉で表現したらどうかなと思っています。

御異論がなければ、今、「はじめに」となっているところを要約と書き換えさせていただいて、御意見をいただいたところについて訂正を加えるということにしたいと思います。

犬伏専門委員 4ページの「今後の方向」のところですけども、「意見を聞き、討議することにもより多く」、「も」という言葉があるんです。4ページ、「今後の方向」の上から4行目のところなんです、「意見を聞き、討議することにも」。

関澤座長 「も」を取るということですか。

犬伏専門委員 はい。何かリスクコミュニケーションという部分の意味が、これでちょっと違ってしまふかなという気がするのです。

関澤座長 「も」を取るということですね。わかりました。

それでは、次の「1. 基本的な考え方」、5ページの方に進ませていただきます。

それで5ページ、6ページ、(1)、(2)、(3)、基本的な考え方が7ページの頭にかかっていますが、そこまでお願いいたします。

近藤専門委員 先ほどおっしゃった矢印の7のところは、とりあえずコピー&ペーストで来ていますけれども、全く同じものが2回出てくるのではなくて、もう少しどちらかが要約的な文章になるというふうに理解しておいてよろしいんですか。

関澤座長 最初のところに、かいつまんだ形で入れたいと思っております。

近藤専門委員 ダブって登場することが出るわけですね。ダブってと言えばあれですけども。

関澤座長 実はもう少し工夫してみたいと思っておりますが、今のところ、十分御議論をいただけていないということです。

唐木専門委員 ファシリテーターが2回、全く同じものが出てくるのはちょっと気になりますね。

関澤座長 それは、括弧を取ってもいいですね。

唐木専門委員 6ページの下のものと、5ページのそれと。ですから、どちらか少し言葉を変えてというか、5ページの方をまとめたような書き方にした方がいいかもしれません。

関澤座長 それでは、ちょっと戻りますが、要約の「今後の方向」のところを少し、今、近藤専門委員、それから唐木専門委員からいただいた変更を加えたいと思います。

「基本的な考え方」の方でお願いいたします。

三牧専門委員 「今後の方向」のところの矢印の1番のところなんですが、「中立、公正な調整役（ファシリテーター）を養成する」というところは、だれがどのようにという、これがちょっとわからないので教えていただけますか。

関澤座長 このファシリテーターについての記述はどこから出てきたのか、まだ十分この中では議論されていなかったことであると思うんです。

西郷リスクコミュニケーション官 9月でございますけれども、一番最初の時に集まった時に食品安全委員会での議論の、去年8月ぐらいに2回にわたって行われたのでございますが、その時にこういった議論がありまして、それで食品安全委員会ではこういう議論がありましたので御紹介を申し上げて、まあそうかなというようなお話になっていたということでございます。

関澤座長 このファシリテーターという制度について必ずしも御存じない方も多いと思

いますが、私、主に環境問題についてアメリカなどでいろいろ紛争が起きた時に仲介役として中立の人を選んで、その人が間に、例えば住民と企業の間にとって議論をうまく進めていくという制度があるようですが、こういった方を考えていますか。

それでは、食品安全の場合にだれがどういうふうに行うのかという点では必ずしも良い例が今まであるわけではなくて、ここに書いた、それではだれがどういうふうにするのと聞かれたときにうまく答えられないという状況であります。ファシリテーターという言葉を入れることと、それから中立、公正な調整役について、食品安全委員会で議論は既に進んでいるということですが、もう少しうまくわかりやすい説明をお願いします。

西郷リスクコミュニケーション官 あとはトーマス・ピリーさんが見えた時にもこの話になっておりまして、いろいろやる時に議論が拡散するわけです。それを伝えるとか、要するに言ってみればそういうような形になるのかもしれませんが、どのようなあれでも、いわゆるステークホルダーだけではなくて、整理して、それは今回の議論とは関係ない、あるいは関係あるというふうなことを整理していかないといつまで経っても終わらないというふうなことでファシリテーターというのが要るんだといった議論がございまして、いろいろ意見交換会で結構最近、日本でも取り上げてございますけれども、向こうでのリスクコミュニケーションでは当たり前ということのようでございます。

関澤座長 ファシリテーターという言葉について、若干説明を加えておいた方がよさそうですね。わかりました。

唐木専門委員 それから、養成する主体ですね。

一言いいですか。今のファシリテーターを養成するという部分が14ページの一番上に「専門家」というパラグラフがありますが、その一番下に「食品のリスク分析の専門家を養成することも緊急の課題です」という、この「リスク分析の専門家」という中にファシリテーターも入るだろうと私は思うんです。

ですから、リスク分析全般についての専門家を養成するというこの辺のところを、14ページもその辺を少し直して、この辺、整合性が取れるように、何を言っているのかわかるようにした方がいいのかもしれないですね。

関澤座長 唐木さんの御意見は的確ですが、私の方でリスク分析というものの専門家と、それからリスクコミュニケーションというか、コミュニケーションをうまく仲介する方は必ずしも同じではないと思いますので、それをある程度分けたらどうでしょう。

唐木専門委員 分析関連の専門家という、少しこの辺のところを広くして。

関澤座長 わかりました。

川田専門参考人 今回の問題ですけれども、環境で、例えば、においの問題で、毒だとか、強いとか、感じないとか、感じるとか、体に悪いとかいろいろあるんです。その場合、やはり両方の意見をよく聞いて、そして判断をするような立場の人を今一番求めております。なかなかおりません。非常に難しいです。

しかし、今のおっしゃっている人柄といいますか、やすらぎというのは必ず必要だと思います。

関澤座長 場合によってはこれが一つの目玉となって、食品安全でいろいろ今まで利害関係者で議論が錯綜するわけですが、それをうまく交通整理していけるような仕組みになるのか、人になるのか、具体化しにくいですけれども、そういったものを考えていくということが一つの課題であるということで挙げることにいたしましょうか。

それでは、入口のところで少し時間を取らせていただきましたが、再度、「1. 基本的な考え方」のところで具体的な御意見がいただけましたら、ちょうだいしたいと思います。

三牧専門委員 ハザードのところですか。上から4行目、「健康に悪影響を与える可能性のあるものを『ハザード』と」、可能性ではなく健康に害を与えるものがハザードという認識を持っていたんですが、可能性のあるものもハザードに含まれるのでしょうか。関澤座長 ここで「可能性のあるもの」という説明にしたのは、例えばO-157病原性大腸菌がいたとしても、いるということ自体はすぐに悪影響を及ぼすのではなくて、それが体に入った時に、あるいは増殖した時にということですので、その意味で可能性という言葉を入れたんですが、かえって今のような誤解を生むとすれば、影響を及ぼすもの、もう少し難しく書くと要因をハザードと呼んでいますので、可能性をとっても同じような理解で、間違いではないと思います。

高橋専門委員 関連なんですけれども、「許容できる限度以上の量を」、非常に乱暴に大ざっぱに、「大量に摂取すると」、ではだめなのかということが今の関わりであります。例えばビタミンAにしても、大量に摂取すればそれは明らかに有害作用を及ぼすわけですから。「大量に」ではあまりにも乱暴すぎるかということでのお尋ねです。

関澤座長 何行目になりますか。

高橋専門委員 今の、「可能性のあるものを含んでいます」の上の行です。「食の安全におけるリスク分析について」の2行目でしょうか。「許容できる限度以上の量を」とありますが、これをどのような食品でも、大量に摂取すると健康に悪影響を与える可能性のあるものを含んでいますというふうではいけないだろうか。例えば、たんぱく質であれ、脂質であれ、糖質であれ、大量に摂取すれば、それは悪影響を及ぼすということで、乱暴

過ぎますか。

関澤座長 「許容できる限度以上」というのを、「大量に」に変えるということですか。

高橋専門委員 はい。それで、私は「与える可能性のあるものを」という「可能性」を、やはりこのまま残した方がいいとは思っています。

近藤専門委員 本当に好き嫌いというか、言葉の使い方の考えというか、感性的なものになってしまうんですけども、人によってすごく印象が違います。コップ1杯でも大量と思う人もいれば、3リッター、4リッターを大量と思う人もいるので、やはり許容できる限度ということを確認しておいた方がいいのかなと思います。

それと、細かいことで本当に申し訳ないんですけども、「健康に悪影響を与える可能性のあるものを」何とかかんとか、それで「この健康に悪影響を与える可能性のあるものを」何とかかんとかと同じ言葉が2回出てくるので、単にどちらかをこれでいいと思います。

それで、可能性があるものというふうにしていただいた方が、危ないものイコール・ハザードではないので、やはり可能性にしておいた方がいいのかなというふうに私は思います。

関澤座長 それから、下から9行目で「C o d e x 委員会によって」という言葉があるんですが、恐らくC o d e x 委員会について知らない人はたくさんいると思うんですが、これはとりあえず、日本語では国際食品規格というふうに言っていますが、せめて日本語にしておいた方がいいかもしれませんね。

用語集の方に説明はありますね。

唐木専門委員 そうですね。日本語で括弧ぐらいにしておいた方がいいかもしれません。

近藤専門委員 基本的なことをお聞きしたいんですけども、このまとめはインターネットに掲載されるだけでなく、ハードコピーとしても配布されるという前提ですか。インターネットで見えていただくということを前提にしているのでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 これができた暁には、ということでございますか。紙にしようと思っております。

近藤専門委員 例えば、インターネットで出たらみんなこういうのをリンクしてしまっで見れば、どうぞというふうになるというわけにはやはりいかないわけですね。わかりました。

西郷リスクコミュニケーション官 勿論、インターネットに載っておりますけれども、基本的に、後で説明に行くのに紙で持っていけないといけないものですから、紙にしようというふうに考えております。

関澤座長 インターネットでこういう文書があった場合、長い文章は結局プリントして読むということになるんでしょうけれども、最終的にプリントしないとそれは読めないし、暇があればいろいろリンクをたどってやることもありますけれども、なかなか必ずしも皆さん。すぐにできないでしょうね。

それでは、ちょっと先へ進めるために、「1. 基本的な考え方」の(1)のところは、今いただいた修正を加えてよろしいでしょうか。これで御異存がなければ、「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの目標」、それから「(3) 目標達成のために必要な手法又は手段に関する事項」というところに行きたいと思います。

犬伏専門委員 この5ページの下から2行目なんですけど、鶏卵の偽装日付表示事件というのがここに要るのかなと。その後のところとそう簡単に結びつかないような気がして、これは要らないかなと。O-157事件の方がまだむしろわかりやすいかなという気がして、表示の問題とはちょっと違うかなと。

関澤座長 わかりました。それでは、鳥インフルエンザウイルスの発生事件で示された要因ということにします。結局、これは勿論、生産者が当然最初に気がついたわけなので、その方も一つの大事なリスクコミュニケーションのパートナーであるというものです。

中村委員 「基本的な考え方」の(1)と(2)。(1)は、「食のリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」。それから、その次に(2)は「食の安全に関するリスクコミュニケーションの目標」。それから、その途中にある黒ボツのところに「食の安全におけるリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」。

これは、やはり「食のリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」というのと、それから「食の安全におけるリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」というのは、何か内容的に読んでみるとそんなに、初めの方でも安全のことは当然入ってきているみたいで、何かちょっと読んでいて少し重複というのがあって読みにくいかなと、私自身はそんなことを感じたのが一つです。

それから、今の5ページ目の、今おっしゃったようなことで下から3行目、「鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生や鶏卵の偽装日付表示事件」なんですけれども、それは読めばわかりますけれども、発生そのものではなくて、発生における対応だったのではないかと思うんです。発生は、病気自体は一つの事実として出たわけですから、それに対してどういう対応をしたかということが実は問われたのであって、表示事件と並列するのであれば、そういうような書き方の方がいいのではないかなという感じがいたしました。

それから、もし(2)のところでは目標のところ、全体としては雰囲気があるわけですが、これはどうなんですか。リスクコミュニケーションというのは、やはり双方向ということがもう少しわかりやすく出てくる方がいいのかなというような気がいたしました。

それから、(3)までのことでもよろしいですか。

もし、(3)のところの、そこに矢印で次のページにまたがって六つございますけれども、5ページが一番上の、これも矢印で5項目ございますが、多少表現は違うんですけども、ほとんど同じようなことが書いてあるんです。これは意図的にこういうふうにした方がいいのか、それともどちらかに整理する方がいいのか、何かまたファシリテーターを養成するというのが出てきて、以下、ずっとほとんど同じようなことが並んで出てくるんですけども、それはどうなんでしょうか。

関澤座長 冒頭に申し上げましたように、最初の「はじめに」という書き方だったんですが、後で要約として、例えば要約だけでも見る方がおられるかなという考えで、繰り返しになりますが、今後の具体的な取り組みを設定させていただいたのですが、全く同じではないかという感想もあるかもしれません。もし、そうであれば、これをこういうダッシュというか矢印ではなくて、要約のところでは別の表現にしておいてもいいかもしれません。

中村さんからいろいろ幾つかいただいたんですが、例えば6ページのところの「食の安全におけるリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」というのが、やや重複ではないかという御意見ですね。そこは少し、前のところでも同じようなことを言っているので、これは整理させていただいた方がいいと思います。

それから、(2)の中では双方向性をもう少しきちんと表現した方がいいという御意見だったと思います。是非、それを入れさせていただきたいと思います。

それでは、少し時間の関係もございますので、先へ進ませていただきたいと思います。また、後で気づかれたことは戻っても構わないと思いますが、とりあえず「2.現状」というところに進ませていただきます。7ページです。

これは11ページの頭までありますが、まず(1)から行きたいと思います。

神田専門委員 7ページの(1)の⑤のところに「消費者の理解不足」ということがありますが、これは確かに報告書の中ではこういった表現にはなっておりますけれども、ここで言いたいことは消費者がその受け止めにやや過剰な反応が見られたけれども、報告書の中で言いたいのは、徹底した情報開示より透明性確保が必要だということが言いたいん

だと思っんです。それで、ここでこういうふうな書き方をするとちょっと違ってくるかなと思っますけれども。

関澤座長 それは重要な御指摘だと思っます。何行目でしたか。

神田専門委員 7ページの⑤です。

関澤座長 そうですね、「消費者の理解不足」という標語は不適切だと思っます。例えば、適切な情報の提供と理解の推進というような言葉、この言葉は少し検討させてください。

唐木専門委員 これは原文があるのではないですか。原文はあまり変えない方が。

神田専門委員 原文はあるんですけれども、こういうふうな表題になっていますけれども、原文の中でも言いたいのはここではなくて。

唐木専門委員 それでは、その原文のいいところはそのまま持ってきて。

神田専門委員 それがここには入っていないんです。

唐木専門委員 それでは、引用の仕方が悪かったんだ。

関澤座長 どうぞ。

近藤専門委員 この「現状」の中に、①、②、③、④、⑤のどこにも事業者の現状が書いていないんですね。

関澤座長 7ページのですか。

近藤専門委員 はい、7ページです、ごめんなさい。

7ページの「2.現状」の、今、神田専門委員がおっしゃった五つのブロックのところに、消費者の理解不足、マスメディア・行政機関の不透明さ、専門家とのコミュニケーションがありますね。それで、やはりこのところにもバランスとして、食品事業者の取組みの問題点みたいなものが書かれている必要があるのかなと思っんです。

関澤座長 これは、「BSE問題に関する調査検討委員会報告書」から取っってきているので、多分その中に入らないことは入れられないと思っます。

近藤専門委員 そこから取っってきているから、こういうふうになるということですね。わかりました。

唐木専門委員 それは12ページの方で言っているわけですね。

近藤専門委員 そこからここに取っってくる必要があるのかなと思ったけれども、それはちょっと別なわけですね。わかりました。

姫田消費者情報官 やはり検討会の報告書が唯一新鮮なあれではないと思っますので、むしろ近藤専門委員がおっしゃるように更に報告書の引用は当然こうなんですけれども、

この中に当然、例の焼却の話もあるものですから、そういうことも付け加えていただければいいかなと思うんです。

関澤座長 そうすると、現在は「BSE問題に関する調査検討委員会報告書」から引用として書いてあるんですが。

唐木専門委員 引用を中心にして、我々は考えたというふうにした方がいいかもしれません。

関澤座長 ①の2行上ですが、「その中で」というのをやめて、リスクコミュニケーションについて、ちょっと文章を考えましょう。

近藤専門委員 もし持ってくるとしたら、使えると言えはおかしいですけども、10ページの下から二つ目の「その一方で」云々というのがあると思うので、こういうようなニュアンスのものが書かれていて、事業者側からの透明性の高い情報公開がされなかったとか、不適切な処理がされたとか、そういうような一文があった方が反省としていいのかなというふうに思います。

広瀬企画情報課課長補佐 ちょっと細かな話になるんですけども、事実関係としてなんですけど、この一番最初の「現状」のところの5行目辺りに情報の方向性として国から消費者の方へという一方的な流れだということで文章ができているんですけど、この中にいわゆる規制の制定または改廃に係る意見の提出手続のことが、パブコメのことが触れられていないので、これも引用していただいた方がよろしいかなと思うんです。

要するに、「一部審議会の消費者代表が施策に関して意見を述べることはありましたが」のところ、更にパブコメみたいなものもあったというようなことを付け加えていただいた方がよろしいかなと思います。

関澤座長 わかりました。

それでは、「現状」の(1)のところ、幾つか御意見をいただきましたので訂正をさせていただきます。

(2)の方で、ここでは法律の新しい動き、それから各府省の動き、地方公共団体における実施状況などが書いてありますが、いかがでしょうか。

これも細かいことですが、「食品安全基本法(平成15年法律第48号)」とありますが、この括弧内はもうわかっていることですので、ここでは要らないと思います。

近藤専門委員 何回か同じことで、「リスクコミュニケーションとは」というように繰り返されているんですけども、ダブっていいんですか。ここでもありますね。リスクコミュニケーションとはということに関する説明ですね。法律ができて、リスク分析手法の

導入が図られて、これとこれとこれですというふうに書かれているわけです。

それと、戻りますけれども6ページの上の方の黒ポツのところ、リスクコミュニケーションとはというように同じように書かれているので、繰り返し三つの手法について書くのはいいんですが、ちょっと繰り返されすぎかなという。いかがなものでしょうか。

関澤座長 例えば、ここでは私たちはリスクコミュニケーションについての報告書ですので、リスクコミュニケーションについて食品安全基本法では第13条に書いてあるということだけ触れるのでいいかもしれません。

どうぞ。

西郷リスクコミュニケーション官 前々から見ていくと確かにありますけれども、もともとリスクコミュニケーションあるいはリスク分析についての説明が足りないということで、どんどん前にいろいろ記述が出ていった経緯がございまして、ですから、ここを読み比べてみると、ここに至るとまた出てきたというような話になるんですが、ただ、お考えいただきたいのは食品安全基本法でもって、今まで、要するに、食品におけるリスク分析というのが考え方として制度化されているということです。

それから、もう一つリスクコミュニケーションなんですけれども、これはリスク評価とリスク管理両方にかけての係ったことで、今までこの流れというのはずっとリスク分析とはつまりこうだったんだけれども、それではどうなっているのということで、制度的にはこういう裏づけになっていますというところですので、ちょっとでも触れておいた方が割にわかりやすくてよろしいかと思えます。

あるいは今回参考のところにも全部情報を落としましたけれども、法律でそういうふうになっているということだけでも触れておいていただければと。要するに、リスク分析の環境としてのコミュニケーションなんだということでございます。

唐木専門委員 むしろ、「基本的な考え方」に移してしまった方がいいかもしれません。基本的な考え方、法律からも出てきているわけですね。

関澤座長 今、唐木さんがおっしゃられたことは、「基本的な考え方」というところで、6ページの5行目ぐらいに「食の安全におけるリスクコミュニケーションのリスク分析手法の中での位置づけ」というパラグラフがございまして、そこに食品安全基本法のことを触れてはどうかという御意見のようですが、関係法律におけるリスクコミュニケーション関係規定ということは「前に述べたように」、というふうに持ってきますか。

西郷リスクコミュニケーション官 よろしいんですけれども、最終的にその方がやりやすいと言ってはあれなんですけれども、項目の構成案ということでは、一応こういう項立

てということでやっておりますものですから、なるべくそのラインで今からこれをやりま
すとまた時間がかかるというか、事務局がこんなことを申し上げるのもなんなのでござい
ますけれども、大分時間も経っておりますものですから、そういうふうにお願ひできれば
と思います。

唐木専門委員 それでは、折衷案といいますが、項目はこのままで、一応この法律のと
ころに再び同じような言葉が出てくるということであれば、ここにこれをもっと簡略化し
て、もし条文が必要であればこれは参考資料の方に移すというような形にして、どうして
も書かなくてはいけないようなことの内容だけは「基本的な考え方」に書いておくという
ことでどうでしょう。

関澤座長 念を押させていただきますが、今の8ページの記述はモディファイするとい
うことで。

唐木専門委員 記述の非常に大事な部分は、5ページのところの「基本的な考え方」に
反映するようにすると。そして、法律のことはここに残しておくけれども、法律の内容は
こちらに書いてあるので、ここに決まっているという事実だけを記載しておけばいいので
はないかと。

犬伏専門委員 今、構成が基本法の制定前と後というふうになっているんですね。です
から、前という部分がかかれてきて、後というところに来て、ここで基本法あるいは食品
衛生法の説明を、これができてこうなりましたという説明になっているんですが、基本法
はまずありきというスタイルにしてしまえば、ここは各府省における実施状況、基本法制
定後はこんな形になっていますという形で、法律そのものの関係はここで説明しなくても
いいのかなというふうに思って、もう少しあれなのかなという気もしないこともないです。
また折衷案ですが、そういう感じがします。

一つ、本当に小さな言葉なんですけれども、今回なくなったんですが、求められている
ところですよというような言葉がなくなったんです。ここでも、「コミュニケーションを推
進していくこととされています」、推進していくことになっていますでは、さっきの大量
というのと同じなんです、もう決まっていることですので、「なっています」という言
葉でいいのではないのかなと。

関澤座長 それでは、法律の説明のところは事務局と私と、それから座長代理の方と御
相談して少し集めさせていただきます。

西郷リスクコミュニケーション官 何度も申し訳ありませんが、この「また」以降、な
ぜここに書いてあるのかということをございますけれども、食品安全委員会は基本的には

リスク評価なのでございますけれども、コミュニケーションに関しましては、関係行政機関の調整もしなければなりません。要するに、このリスクコミュニケーション専門調査会もそうなのでございますけれども、委員会全体としてリスクコミュニケーションの調整を図らなければいけないということがありますので、若干、委員会の仕事として書いてあるわけです。

関澤座長 法律の説明のところでは、今いただいたような御意見に沿って変えるということで、次、各府省や地方公共団体における実施状況というところに進ませていただきます。

恐縮ですが、例えば9ページの上から6行目ぐらいですが、「このような事態においても、リスク分析の考え方を適用して対応し」云々かんぬんとあります。

そのまた下に、「種々の議論がある問題については、どのように国民の合意を形成するのか」などと書かれてありますが、何かくどのような印象なので、実際に問題としてはこれは鳥インフルエンザウイルスの問題とBSEの問題とか、遺伝子組換え食品の問題が挙げられているわけですが、こういったことにおいていんなりリスクコミュニケーションの課題があるということさえわかればいいので、少しそこを整理していこうかと思いますが、いかがですか。

犬伏専門委員 ここでも、また同じなんですけど1行目のところに、食品安全性関係の情報の開示、説明、伝達には一定の改善が見られるんです。双方向という部分がリスクコミュニケーション。

関澤座長 何行目ですか。

犬伏専門委員 9ページの1行目から2行目にかけてなんですけど、先ほど来話がありますリスクコミュニケーションは双方向だという部分が出てこない、一方的にお伝えしました、情報を開示しました、伝達しました。それが改善が見られたという中に少しは含まれているのかもしれないんですけども、双方向性という部分がここにあるといいのかなという気がずっとしたんです。

関澤座長 逆に言えば、現在やられているのがまだまだ一方向のものであるという現状分析ではないでしょうか。

唐木専門委員 だったら、それを一言書いた方がいいですね。

西片専門委員 言葉の問題なんですけど、9ページの下から4行目、「また、りんごを主要産業とし、生産県である青森県では」というふうに前振りがあるんですけど、これはほとんど意味のないことではないでしょうか。りんごのことと青森県が「食の安全・安心対策

チーム」を設置したこととはあまり関係ないので、それと青森県の方が「りんごを主要産業」と言われるのもちょっと問題があるのではないかという感じがするので、ちょっと文章表現を考えた方がいいのではないかと。

同じように、10ページの3行目です。「さらに、農林水産業の盛んな熊本県では」という振りも、そう言われたら熊本県の人はそのなのかもしれないんですが、これもあまり単純に熊本県ではという言い方で十分事足りているのではないかなと思います。

西郷リスクコミュニケーション官 言うとおりですけれども、そもそも生産県の事例を足せという御意見だったのでこのような表現にはなってございます。

ただ、確かにわざわざこういうふうを書くのもちょっとわざとらしいというような御意見かもしれませんので、その辺は変えていくことを検討します。ただ、一応この表現については両方の県庁の了解は得ておるところでございます。

関澤座長 私も、わざわざここで青森県と熊本県を特別に取り上げた背景を何か、言葉は考えるとして、入れておいた方がわかりやすいかなという気がするんです。

犬伏専門委員 今のところなんですけれども、私も気になっていたんですが、りんごの生産が主要産業であるならば、りんご生産が主要産業の青森県ではの話であって、りんごを主要産業とし生産県である、二重になっているような気がするんです。だから、りんご生産が主要産業である青森県ではとすれば、生産県の意味がわかるかなと。

関澤座長 文章はいろいろ検討させてください。

唐木専門委員 今の問題ですが、それは大変大事な問題だと思うのは、りんごが主要な産業であるから、その後に書いてあるようなことをやっているという相関関係があるかどうか、その問題です。

これは、りんごについてやっているんでしょうか。

犬伏専門委員 そうではなくて。

唐木専門委員 そうではないですね。

西郷リスクコミュニケーション官 含めてだと思えます。

犬伏専門委員 青森県というものを表現したんですね。

西郷リスクコミュニケーション官 要するに、生産県は地元消費者は勿論あれなのでございますけれども、自分の県でつくっているものが安全・安心ですということはある程度アピールするための目標もかなり入ってきているようなあれになってございますので、それで身近の、東京都の場合みたいなことは若干違うところがあるのでございますけれども、りんごの書き方につきましてはちょっと考えさせていただきます。

関澤座長 10ページの「食品関連事業者の取組み」のところでお願いします。

近藤専門委員 自分もしゃべったかもしれないので無責任なんですけど、ある飲料メーカーのところで「休日も対応し」というのをちょっとカットしていただけますか。すべての休日でやっているわけではないので、済みません。

参考資料の最初の方も、「休日も対応」のところはちょっと済みません、カットをお願いいたします。

金子専門委員 かなり細かいところの話になっていたのであれなんですけれども、9ページに戻っていただいて上から3行目と4行目なんですけど、非常に瑣末な問題ですが、ここだけBSEが半角になっていますので、ほかとそろえてください。

それから、黒ポツの位置が前の8ページでは、「関係法律におけるリスクコミュニケーション関係規定」のところは一番前に出ているのがずれていたり、それから矢印になっていたり、小さな黒ポツになっていたり、①、②、③になっていたり、その辺は少し、本当に瑣末な問題で申し訳ありません。

唐木専門委員 BSEという用語はいいですか。

関澤座長 1回説明しておけばいいですね。一番最初に、「これまでの経緯」というところで。

唐木専門委員 ありましたか。

関澤座長 はい。4ページの一番上の行のところに、「牛海綿状脳症」という括弧書きがあります。

寺田委員長 今のは細かいことだと思ってちょっと黙っていたんですけど、金子専門委員が言われた白マルとか、小さなポツとか、矢印とか、①とか、棒を入れて書くとか、全然統一が取れていないようなことは是非訂正しないとみっともないと思います。

関澤座長 文章の体裁の点については、御苦労ですが事務局の方でお願いします。私もきちっとチェックさせていただきます。

それで、10ページの「食品関連事業者の取組み」というところなんですけど、現在メーカーの話が主に具体的に挙げられているわけですが、実際には生産者である農家、それから畜産業の方、それから流通関係の方がここに入ってくると思うんですが、最初の1、2行に少し触れてあるだけで、ほとんどそれについての具体的な記述がないんですが、もう少し何か、一番根幹のところになると思いますので、飲料メーカーを加工業者の人とだすれば実際に原料をつくっておられる農家のことについても実情を少し1行ぐらいは入れておいた方がいいのではないかと思います。

近藤専門委員 今日いらっしゃらないんですけれども、新蔵専門委員が、平社専門委員のところまで原稿が上がってこなかったのかもしれないんですけれども、1、2行ずつ御提供いただいたらいいのではないかと思います。

犬伏専門委員 今のところですが、「その一方で」の下の方、2行目です。「またはリスクコミュニケーションを十分に行うことができなかつたことにより、結果として不利益を生ずる」、これが何を意味しているのか、どういうことかというのがわからないので、こういう中に実例というんですか、事例を入れていただければ生産者の話というのがわかるかと。

関澤座長 例えば、適切かどうかはちょっと御相談しますが、鳥インフルエンザウイルスの例をここに挙げれば一般の方としては非常にわかりがいいかもしれません。

高橋専門委員 去年起こったホルマリンフグがありますね。ああいったのも一つ、食品衛生法上使ってはいけないものを使ったからという話になってしまうのかもわからないんですが、一つのリスクコミュニケーションの例になるのではないかという気もするんです。

中村委員 ホルマリンはちょっと複雑で、ここでは対応があまり適切ではないのではないかと思います。

もし入れるのであれば、本当にもっと、例えば全農チキンフーズの表示違反の問題なんかもあるし、そういう点ではいろいろほかの例があるのではないかと思って、今、犬伏専門委員がおっしゃったのであれなんですけれども、「結果として不利益を生ずる」という前に、本当はリスクコミュニケーションを十分に行うことができなかつたことにより社会に不安を与え、そして当事者も結果的に不利益を生ずるということではないかと。当事者だけが不利益があって、やはり世の中全体に不安を与えたわけですから。

関澤座長 例えば、ここで偽装表示の問題を入れておくというのが適切であるとすれば。

近藤専門委員 追加になりますけれども、鳥インフルエンザ云々になりますと刑事問題にもなっている最中なので、どちらが間違っているか、正しいかという判断がこれから先どうなるかわからないものについてはちょっと触れない、不利益を云々と、失敗した例としては取り上げない方が本当かなというふうに思いますので御配慮ください。

関澤座長 実際には、十分行うことはできなかつたというのはどちらがどうということとは関係なく、事実と見ていいのではないのでしょうか。

近藤専門委員 と思いますけれども、後日、どのような法的判断が出されるかわからないものについてはやめておいた方がいいのかなと。そういう意味で鳥インフルエンザが起きて、要するに風評被害云々というところは事実なんですけれども、これが世の中に

不利益を生じた云々ということについては、私は今日の段階では書くのは危ないかなという気がします。

姫田消費者情報官 多分、近藤専門委員のおっしゃるとおりで、今、これからの話もいっぱいありますし、事実関係も全然明確になっておりませんので、むしろ大分評価も終わりつつあって、企業もなくなったという意味では大腸菌問題とかの方がいいのではないかなという気がします。乳業メーカーの方の話です。

関澤座長 わかりやすい例示をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

姫田消費者情報官 ごめんなさい、黄色ブドウ球菌の方の話です。

広瀬企画情報課課長補佐 雪印のときの食中毒の話の方が、恐らく事例としてはいいのではないかなというふうな感じがします。

姫田消費者情報官 リスクコミュニケーションの失敗とか、それから最終的に企業の分割とかになっているので、メーカー名は落としていただければいいかと思えますけれども。

高橋専門委員 そうすると、やはりメーカーに偏ってしまうので、私は水産業の、例えばキンメダイとかメカジキとか、あの辺りの問題なんかは生産現場に直結する、何かメーカーとは違う立場のものが欲しいと思うんです。

関澤座長 それでは、こここのところの例示については、いろいろな御議論があるので、座長、それから座長代理、事務局の方で御相談をさせていただいて、またもう一度皆さんにお諮りするようにしたいと思います。

済みません、時間がどんどん経ってしまいますので、あと 30 分で一通り終えたいと思っています。

それで「消費者の取組み」、特に問題はございませんでしょうか。

唐木専門委員 神田専門委員が言うかと思ったんですけども、消費者のところでは消費者個人のことしか書いていないんですけども、専門的なことについては消費者団体が専門的な知識を持っている人を集めて、消費者の代表として行動するのは非常に大事だと思うし、そういう団体の保護とか育成というような記述はありますか、そこは何ページでしたか。

関澤座長 11 ページ。

唐木専門委員 13 ページの消費者のところには、これは要りませんか。

神田専門委員 そちらには、意見があります。

唐木専門委員 わかりました。

関澤座長 時間の関係もございまして、「3 . 課題」という方に進ませていただきます

す。

11 ページ、12 ページの辺りで、もし御意見がありましたらお願いします。

神田専門委員 いろいろな資料がメールで送られてきて、どれがどれなのかわからないのでいつあったのかわかりませんが、(1)のところの、リスクはできる限り小さくすることが望ましいのですが、対策にかけることができる費用や人手には限界があり、適切な合意が必要とされます。適切な合意が必要とされますという言葉があったんです。これは、今はなくなっています。

私は、そのことが非常に大事なのではないかという、言葉一つがなくなっているの、私を入れてほしいと。その後書いてある文章では、「意見を交換する必要があります」というふうにとどまっているんです。ですから、私はその文章は戻してほしいというふうに思います。

関澤座長 どこで抜けたのか、私もよくわかりません。

わかりました。

西郷リスクコミュニケーション官 適切な合意を目指すというふうなことは勿論入れて、一方でリスクコミュニケーションは合意を目指さないというふうなお話も前回あったかと存じます。

とにかく、まず意見を交換することが重要なんだというようなお話があって、そこにとどめるべきだというようなお話もあったので、確かに若干引いた形になっておるのでございますけれども、やはりもしあれであれば少し、合意を目指すべくその意見を交換すべきだみたいなことがあるのであれば、それは皆さんのそれこそ合意でやっていただければと思います。

神田専門委員 何が何でも一つの意見にまとめるという意味の合意という意味ではなくて、ただ意見を交換するだけではなくて、やはりそこでは一つ実りがあるものがあるという意味の、そういった意味で私は受け止めていましたけれども、それでは何かそういった表現が入らないものでしょうか。

犬伏専門委員 その下の文章が、その下のところに「必ずしも関係者間の合意が得られるわけではありませんが、情報や意見の疎通を欠くことによって」というところのこの文章が、今、神田専門委員がおっしゃったようなところを補完しているかと。

関澤座長 神田さんがおっしゃった、限界がある後に適切な合意が必要ですよという文章を生かしておいて、しかしということで必ずしもそういかないときもありますというのが下に書いてありますので、西郷リスクコミュニケーション官のおっしゃった点はカバー

されているという気がいたします。

姫田消費者情報官 今のところですが、神田専門委員のおっしゃるのはきちんとしたリスクについて人手に限界があるので、けれども、そういった場合に適切な合意が必要だと言っているのです、その後、「こうした場合に」というのは一つひとつのリスクコミュニケーションのフェーズのそれぞれの場の話をしていて、「このようなりスクコミュニケーションを積み重ねることによっても」というのは、神田専門委員のおっしゃっている絶対的な一つの合意ということを行っているのではないのではないかと思うんです。ですから、この段落が「こうした場合に」が一段下に入って、「こうした場合に」を受けて「このようなりスクコミュニケーションを積み重ねること」が来ているのではないかと思うんです。

「合意が得られるわけではありませんが」というのは、こうした場合において意見交換をする必要が、同じ情報の中で意見交換する必要がありますということを受けているのではないのでしょうか。「また」、から「適切な合意が必要です」までは、一つの絶対的な言葉だろうと思っているんです。

関澤座長 冒頭、このところでは「お互いに理解する努力を継続することにより、よりよい食品の安全性確保のあり方を目指していく必要があります」ということが、合意とは言っていないんですけれども、お互いに形成していくんだということを含んでいるのではないかなと思われまますので、いかがでしょうか。

大変申し訳ありません、文章的な細かい修正も幾つかこれからまだまだ残ってくると思いますが、できましたら皆さんでディスカッションをすることは特に要しないようなものでしたら、後で事務局にお伝えいただくことにしまして、ここで時間があと30分を切ってしまったので、特に重要と思われるポイントに絞って御指摘いただければと思います。あと残り6ページとありますので、少しスピードアップさせていただきたいと思います。

「関係者の役割と取組み、連携の方向」、ここでいろんな関係者のことが述べられておりますが、そこについてはいかがでしょうか。

西片専門委員 13ページの「消費者」のところなんです、これはいろんな方の御意見を総合したものだと思うんですが、例えば2行目、「食のリスク評価や管理に対しても、それなりの意見の表明ができるようになってはなりません」。

それから、6行目です。「常に要求していく姿勢が求められていると考えます」。

それから、7行目、「何故、どうしてなのか科学する目を持つべきでしょう」。

非常に要求のレベルが高いのではないかと思います。消費者と言いながら、ごくごく一

般の、普通の市民ですから、ここだけ非常にハードルが高いのではないかというようなのがちょっと読んでみての感想ですので、皆さんの御意見を聞きたいと思います。

それから、もう一点。「『消費者とはだれなのか』も大きな問題です」、これも唐木専門委員、犬伏専門委員なんかの議論を私が聞いておりますので、何となくこれは言わんとしていることはわかるのですが、初めて見る方はこの議論は何なのかというふうに思われると思います。

それから、「常に義務教育修了の時点を念頭に置いて考えるべきではないかと考えます」、これも犬伏専門委員がおっしゃられたことをまとめたことだと思うんですが、中学生でもわかるような表現なりアクセスといいますか、かみ砕いた表現で対応するべきだということを、「義務教育修了の時点を念頭に置いて」ということにしてしまうと全然意味が違ってくると思いますので、そこら辺、この消費者の役割というところはちょっと御議論をいただいた方がよろしいのではないかと思います。

関澤座長 ごもっともだと思えます。

神田専門委員 私も、ここは非常に、全体を通してたくさん意見があります。

まず、最初の2行からです。最初に、「保護の対象ではなく、自立」云々ということから始まって、「自己責任を問われる立場としては」というふうに言い切っているんですけども、まだ保護の対象ではなく自立、こういうようなことは多分、消費者保護基本法が今、改正されようとしておりました、そこで使われておる言葉がそのまま来ているということで、改正案の中でも自立ということではなく自立支援というような言葉に言い換えておりますし、こういうふうに言い切るのはまだ乱暴ではないかというふうに思うのと、それから「自己責任を問われる立場」ということにいたしましても、自己責任を取るにはいろいろ情報提供がされたり、いろいろな様に表現されたり、偽りのない情報があったり、偽装がされなかったりといったような環境が整ったときに、私たちはきちっと選べるといったときに初めて自己責任が問えるという意味で自己責任を使ってほしいと思いますので、ここはちょっとこういった表現はなくしてほしいと思うんです。むしろ、消費者が権利をきちっと行使できるように積極的に、能動的に活動しなさい、意見を言いなさいとか、情報を自分で入手して、考えて意見をいいなさいというような表現の方が私はいいと思うんです。それが一つと。

後半のところで、「消費者とはだれなのか」ということで、消費者というのは売り手と買い手で買い手の方は消費者なので、全部が消費者ということがあるので、やはり私は唐突な気がいたしますし、それが「大きな問題です」というのがなおさらわからなくなるわ

けです。だれがだれに大きな問題と言っているのかということがわかりません。

それから、「一口に消費者といってもさまざまな思いを持ち、様々な立場があることは自明のことです」というような意味は、これはあえて言うこともないのではないかというふうに思っています。

それと、先ほどありましたように「義務教育修了の時点」ということは同じような感想を持ちました。

それから、最後の「一般の市民が気軽に意見を述べられるような仕組みを作り、そのような機会を増やすことが大事です」ということなのですが、ここで言うのは消費者の役割というような形でのコーナーですね。ですから、それをここで言うのが場所としては適切なかどうかということが一つあります。

以上です。

関澤座長 相当、幾つかの御意見がありました。私も、「『消費者とはだれなのか』も大きな問題です」というのは非常に唐突な印象を与えていると思って読んでいたのですが、このところは相当書き直しをして、また今日御意見をいただいた方にもまたもう一度見ていただいて、直させていただけようかと思えます。

唐木専門委員 さっき先走ってこのところの話をしてしまいましたが、私も今の皆さんの御意見、全く賛成です。

ですから、双方向のコミュニケーションが必要だという時に消費者一人ひとりとコミュニケーションする努力も必要だけれども、ただ、必ずしもそれだけでは満足できない。そこで、消費者団体についてもこのところで少し言及をしておくべきではないか。

専門的な知識を持った消費者の代表として、双方向コミュニケーションに参加できる消費者団体というものの重要性、あるいは、その保護とか育成の必要性というようなものをここで簡単に触れておいてはどうか、そんなところです。

関澤座長 消費者のところは今いただいたような御意見に沿って大幅に改訂したいと思いますが、ほかに、皆さんで御議論をいただくような重要な、ほかのところではいかがでしょうか。

高橋専門委員 14 ページ、「教育」のところなんですけれども。座長の修正、唐木修正案の座長修正案なんでしょうか、そのバージョンでは14 ページのところをかなり、教科書であるとか、教員の問題に言及しているんですが、この本日の資料からは全くその辺りがないんですけれども。「専門家」と言って「教育」と言う時に、それではその教育をだれがするのかというところ辺りがちょっと抜けてしまっているという印象を持ちました。

川田専門参考人 教育の件ですけれども、今年の1月20日に中央教育審議会が、子どもが将来まで健康に生活するためには指導と充実した望ましい食習慣、形成を則することが必要だということを文部科学大臣に答申しております。

また、近々行われます自民党がいわゆる議員立法として食育ということを取り上げております。その中から、この教育に準ずる問題について、いろいろ問題はあるかもしれませんが、基本が初めて触られるような感じがいたしますので、中教審の申請と、今の食育という食育基本法がなぜ必要なのかということに触れたらいかがかと存じます。

関澤座長 今、川田さんから中教審の答申の話が触れていますが、申し訳ないんですが、私はその中身はそんなに詳しくありませんので、もし何か文書をいただくと非常に助かると思います。

川田専門参考人 中身の資料は、私、全部持っております。

姫田消費者情報官 食育基本法については、今、与党から参議院に提出されていると聞いております。

それで、食育ということにつきましては、まずこのリスクコミュニケーションについて言いますと、食品安全基本法の中で13条なり、あるいは19条に定められた安全教育というところまでとっております。ですから、ここに書いておられる1行目はちょっと書き過ぎかなと今、私は思ったんですが、「学校における食育以外にも、食文化の継承活動など地域における取組み」といろいろ書いてございますが、これも書き過ぎと私は思っておりますので、ここもむしろ削除されるべきだろうと思っております。

食育について言うと、食育の中に安全教育という考え方がございまして、それは19条に書いてある安全教育ということでございますので、ですからここに書いてある教育というのは、あくまでも安全に関する教育ということで食文化とかそういうものを伝えるものでは、このリスクコミュニケーション専門調査会ではないと我々は考えております。

西郷リスクコミュニケーション官 それから、先ほどいろいろ教育についてもうちょっと書き込むといった御意見も確かにあったのでございますけれども、一つはいろんな専門家をつくる大学院を作れとか、それから教科書について、教材について若干記述に問題があるのではないかというふうなことが指摘があったのでございますけれども、これについては基本的には一つ、制度と制度の話にも、教科書検定も行われているところでございます。もしやるとすれば、相当なデータを持ってやらなければいけないこともございまして、まだきちんとしたデータを見て、これがまずい表現で、これが何とかということがまだできているわけではないので、ちょっとそこは差し控えたということです。

それから、もう一つ、いろいろ大学院の設置だとかなんとかということにつきましても、基本的にもうちょっと熟度を持った議論をしないと、せっかく逆に専門調査会ではアイデアとして出すのはいいかもしれないけれども、角度の低い話をたくさん乗っけて実際に実現しないと、やはりここの専門調査会の信用性というところまでは言いませんけれども、そこにもあれですので、若干そこはまだ議論が熟していないところは控えた方がよろしいのかと思ひまして、今回の案では入れなかった次第でございます。

関澤座長 もう一つ、この「課題」のところになります、「関係者の役割と取組み」という大きなマルの次に、ちょっとこのマルの大きさの関係がよくわからないんですが、いろいろな関係者が出てきて、次に「教育」というマルが出てきて、次に「情報公開と知的財産権」などの記述がありますが、実際にリスクコミュニケーションということを広く言った場合には、平常時におけるリスクコミュニケーションと緊急時におけるリスクコミュニケーションというのが必ず出てきます。

しかし、食品安全委員会の中では、緊急時対策については別の専門調査会を設けられておりますので、私はその点をはっきり断っておいた方がいいと思ひまして、情報公開と知的財産の後ぐらいにでも、緊急時の対応については別途の専門調査会で検討しているのでそちらを参照していただきたいというようなことで、ここでなぜ緊急時のことを触れていないのかという疑問が起きないようにしておきたいと思ひます。

小川専門委員 ちょっと前に戻って申し訳ないんですけども、地方公共団体の役割の中に国との連携の話が全く入っていないものですから、国の方は各自治体とか市町村のところの連携ということが書かれておりますので、ちょっと私の方でこれを言うのを忘れてしまったものですから、やはり国と連携しながらという部分が重要なことだと思ひますので、それは必要だと思ひますので、御配慮いただきたいと思ひます。

私の方は以上です。

関澤座長 「課題」のところを御議論いただいてきたわけですが、もし特に重要なポイントがなければ、4番の今後の。

近藤専門委員 済みません、細かいことを言うなと言われたんですけどもちょっと気になるので、12ページの「食品関連事業者」のところなんですけれども、「労働組合が会社に対して」は、労働組合はいかにも古い感じがするんですけども、例えば社員がとか、社内からとかというぐらいでいかがでしょうか。何か労働組合が企業に対してもう少し監視せよというのは、何か時代遅れなおいを私は感じたのですが、労働組合がないような小さい会社でも問題はありますので、社内からとか、社員がとか、職員がとか、従業者が

というような表現でいかがでしょうか。細かいことで申し訳ございません。

関澤座長 これは、専門参考人の労働組合の方から出た御意見をそのまま採用したのだと思いますがこの点は検討させてください。

細かい点については別途御意見をいただくことにいたしまして、あと10分しかないので、済みませんが一通り御議論をいただきたいと思い、今後の活動の方向、ここはいつも最後はしり切れトンボになってしまい非常にまずいと思っています。次回、是非今後の取組みの方向について詳しく御議論をいただきたく、今日の時点でお気づきの点がありましたら是非お願いします。

唐木専門委員 16ページの今後の活動の方向と、それから4ページの今後の活動の方向は一致させないとまずいと思うんです。今、このところは違ったニュアンスがあるので、このところは議論をする必要があるだろうと思います。

関澤座長 最初の要約のところは、どちらかというとな般的なリスクコミュニケーションの目標というか、今後やるべき課題を挙げていると思いますが、16ページのところでは専門調査会として何をやるかということ具体的に掲げていると思います。その両方を斟酌して、要約の方にはまとめさせていただきたいと思います。

金子専門委員 今後の活動の方向性に限定された話ではないんですけども、その上に「国際的なリスクコミュニケーションの実施」というところがございます。

それから、先ほどコーデックス委員会の世界共通の判断基準があるという、これは大もとのタイトルに我が国におけるというタイトルがございましてけれども、特にBSEを始め鳥インフルエンザもそうですけれども国際的な問題であって、その中で我が国の取組みなんですけれども、国際的なグローバルスタンダードをどうとらえてそれに基づいた判断、評価、管理を行っていて、コミュニケーションについても国際的な情報交換、それから国々の情報交換だけではなくてほかの国でどういうことをやっているかということも含めて我が国のリスクコミュニケーションを、我が国だけではなくて世界的な位置づけの中でとらえていくというようなことが、あまりに雑駁な話ですけども、今後の方向性なのか、あるいは最初のところの要約なのか、ニュアンスが少し出た方がいいのかなと思います。

関澤座長 少なくとも、国際的なリスクコミュニケーションの実施というところに、今、金子専門委員がおっしゃったような鳥インフルエンザ、BSE、その他の問題をきちんと踏まえた記述にすべきではないかと思います。

ということで、まだまだ御議論足りないところがあるかと思いますが、ひとまずこの「我

が国における食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」の報告書案の討議については、もう一度皆さんに御覧いただく機会がございますので、今日のところはここで議論をひとつ終了させていただきたいと思えます。

実はもう一つ議題がございます、ここでは「その他」となっておりますが、「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」について御説明があると聞いておりますので、よろしくお願ひします。

西郷リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

それでは1枚紙、「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況」を見ていただきます。

これは3月31日までに、要するに食品安全委員会ができたのは去年の7月でございますから、それからどのような評価を実際にやってきたのかということでございます。

最初にIは、一応要請をいただいて今、検討中、またはこれから専門調査会で検討しなければいけないもの。これが結構ございます。

それからIIは、専門調査会における審議は一応終わったけれども、要するに委員会から意見募集をしてみましようということで、いわゆるパブリックコメントにかかっているものでございます。

それからめくっていただきまして裏が、IIIが食品健康影響評価を終了して、食品健康影響評価を依頼した省庁にお返ししたものでございます。

「その他」は、これも基本的に遺伝子組換えの話なんですけれども、ほとんど評価する基準をつくっていかないと評価できないということで基準をつくったということでございます。

なので、こういったことでやっているわけでございまして、御覧いただくとこれだけだと一体何のことかわからないということになるかもしれませんが、ちょっと見ていただくと一つひとつの項目が膨大なものから細かいものまでいろいろあるわけでございます。

それで、何故これを見ていただいたかと申しますと、事務局として見ていただいたかと申しますと、リスクコミュニケーション専門調査会では先ほど申しましたように、リスク評価からリスク管理に至るまでリスクコミュニケーションについて御意見をいただくということなのでございますけれども、実際こういった評価結果につきまして、例えばもうちょっとリスクコミュニケーションをすべきではないとか、あるいはわからないことについてもっと知らせるべきだとか、あるいはあまり取り挙げ過ぎだとか、そういったようなお話があろうかと存じます。

それで今後、このとりまとめも大体、我々今どこにいるかというのはまとめていただいているわけございまして、今後はいろいろこういった実際の評価だとか、あるいはこの評価に基づきまして厚生労働省、農林水産省、環境省においては管理施策をつくるわけございましてけれども、その管理施策のリスクコミュニケーションについてとかそういったことについて、どういうことをやっているかというような御意見をちょうだいしたいと。これは本来のリスクコミュニケーション専門調査会のお仕事かと存じまして、一応お示したわけでございます。

このうち、乏しかったのでございますけれども、特に一番後ろの遺伝子組換え食品の安全性評価基準の作り方とかにつきましては、当専門調査会からは犬伏座長代理などにはすべて、いろいろリスクコミュニケーションをやった時には出ていただいております。それから、随分あった鳥インフルエンザの不活化ワクチンに由来する食品の安全性につきましては、非常に短い時間であるやっであつたわけでございますけれども、その時も3府省では一応リスクコミュニケーションはしてございますけれども、それ以外の具体的な評価につきましてはホームページに載せたり、あるいはわかりやすい図をつくったりとか何とかということにはしてはいるんですけれども、例えばリスクコミュニケーション専門調査会の御意見を踏まえてどうこうしたというようなことは、実はまだなかったでございます。

今後、こういったことにつきましてどういうふうにしていくべきかというガイダンスなり何なりを事務局に与えていただいたり、例えば月ごとに、あるいは3か月に1回ぐらいこの評価の状況について若干聞いていただいて、この辺はわかりにくいからもっとわかりやすくした方がいいのではないかとといったようなガイダンスを与えていただければと思ひまして、参考としてお示したという次第でございます。

以上です。

関澤座長 ありがとうございます。このようにまとめていただきました。これまでも農林水産省、厚生労働省の方からその都度、実際にこのような状況について、あるいは食品安全委員会からも御説明はいただいていた。それで、私たちのリスクコミュニケーション専門調査会が、食品安全委員会の一つの専門調査会としてそもそもやるべき取組みとして、今後の取組みの第一番に食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言ということが挙げてあります。

例えば、これは一つですが、私たちの方では、関連府省でのリスクコミュニケーションはどのようなふうに進んできているのか。問題があるとすればどこにあるのかについて、少

し突っ込んだ御報告をいただきまして、私たちが何かそれに対して意見を上げることができれば、まず本来の業務の一つが達成できるのではないかと思います。今日のところは詳しい御議論は無理だと思いますが、次回以降に是非こういうことも専門調査会として取り上げていきたいということがございましたら、これをよく御覧いただきまして、次回に御提言いただければと思います。

今日のところで、この報告について御質問がありましたらお願いいたしますが、いかがでしょうか。

もしございませんでしたら、今回は、4月27日となっておりますが、もう一度この報告書について最終版を、まず私たちリスクコミュニケーション専門調査会として半年間いろいろな形で活動に取り組んできたところを一つの間締めてくくりとして国民の皆様、食品安全委員会、また、国にこういったことが大事だということで、この報告書を是非まとめさせていただきたいと思えます。皆様の御協力をお願いします。

また、次回には今後の取組みということで、具体的に何をやっていくのかということがより重要であるかと思われまますので、是非その点について皆様からリスクコミュニケーションの手法について勉強して、それを基に新たな提言を行っていくなど、お願いしたいと思えます。

それでは、西郷リスクコミュニケーション官の方から。

寺田委員長 ちょっとよろしいですか。

ありがとうございます。次で終わるということになると思うんですけども、先ほど座長が言われましたリスクコミュニケーションの方向とか、今後のところが一番大事だと思うんですが、これは非常に量として少ないものですから、是非次のところで少し充実させていただきたいと思えます。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、座長がおっしゃられたとおりですけども、スケジュールのことだけでも事務局の方から。

今日御審議いただきましたことにつきまして、座長がテイクノートされたことでございますけれども、その他まだこういった点を直すべきだとか、こういう記述を入れるべきだというふうなことがあったり、御意見がございますれば、これは参考の資料の方も含めましてでございますけれども、できれば今週中に、16日金曜日までに事務局の方に御意見をいただきたいと思います。

事務局の方ではそれを受けまして、来週の初め、19日がちょっと難しければ来週の水曜日ぐらいにはまた案をお届け、またメールによって行きますので恐縮なのでございますけ

れども、お届けしたいと思っております。

それにつきまして、また特段のことがあればということでございますけれども、また 27 日に御議論をいただくということになりますけれども、27 日に出す案につきましてもし特段何かあれば、その週の 23 日までに御意見をいただくという方向でやらせていただいて、27 日には一応、委員会に上げる案といったことを決めていただくということでお運びいただければと思いますので、4 月ちょっとばたばた忙しいところ恐縮でございますけれども、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

関澤座長 繰り返しになりますが、今、食品安全委員会の寺田委員長から今後の取組みについて、本当はもう少しきちんと議論をいただきたいというお話だったのですが、私もそのとおりだと思います。

それで、現在までのところ少し書き足りないところがありますので、もし皆さんの方から御意見があれば、それを具体的に、今、西郷リスクコミュニケーション官がおっしゃられた期限に合わせて、出していただきたいと思います。

次回はそれを中心に議論をしたいと思っておりますので、今までその前のところはかなり何度も御議論をいただいていると思っておりますので、ほぼ今日の御議論でまとめさせていただけると思います。よろしくお願ひいたします。

今日はお忙しいところ、お時間を割いていただいて大変ありがとうございました。